

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

（1）調達案件の名称及び数量

レンタカー（5月利用分）賃貸借業務 一式

（2）調達案件の仕様

入札説明書による。

（3）賃貸借期間

令和8年5月22日（金）から令和8年5月29日（金）までにおける発注者が別途指定する期間

（4）納入及び返納場所

入札説明書による。

（5）入札方法

入札は、紙入札により行うものとする。

入札に当たっては、入札説明書別添のレンタカー（5月利用分）賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）の2に示す各品名1台1日当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書の入札金額の内訳欄の単価欄に記載し、各品名1台1日当たりの単価に仕様書の2に示す予定台数及び仕様書の3に示す予定日数を乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を入札金額として入札書（入札説明書様式第4号）に記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）にそれぞれの実績台数及び実績日数を乗じて得た金額の合計額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する単価を入札書の単価欄にそれぞれ記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定台数及び予定日数は最低数量を保証するものではなく、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

電子メール k_shinsasuito@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和8年1月23日(金)から2月3日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月25日(水)午後2時30分 即時開札。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年2月13日(金)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載の単価(税抜)にそれぞれの仕様書の2に示す予定台数及び予定日数を乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。